

規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十六号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が埼玉県個人番号の利用に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号。以下「個人番号利用条例」という。）第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報（個人番号利用条例第二条第二号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第四条の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 入居予定者となつた者は、知事が別に定める期日までに様式第四号の二の県営住宅入居承認申請書に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第五条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の提出を要しない。

第五条第二項ただし書中「ときは、この限りでない」を「とき、又は知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない」に改める。

第六条に次の一号を加える。

十四 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第八条第一項に規定する支援対象地域に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者

第十条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十条の七第一項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十一条に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十三条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十三条の七第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十四条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の提出を要しない。

第十四条の二の十三第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十四条の七第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十五条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同

一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第二十条に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第二十条の二第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

第二十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が個人番号利用条例第四条第二項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

別表中三一三の項を三一五の項とし、一六〇の項から三一二の項までを二項ずつ繰り下げ、一五九の項を一六〇の項とし、同項の次に次のように加える。

一六一	エーデルワイス春日部一ノ割	春日部市備後東二丁目	中層耐火	五〇・〇四	二〇
-----	---------------	------------	------	-------	----

別表中一五八の項を一五九の項とし、七三の項から一五七の項までを一項ずつ繰り下げ、七二の項の次に次のように加える。

七三	川越霞ヶ関住宅	川越市大字的場	中層耐火	五一・五二	二〇
----	---------	---------	------	-------	----

様式第一号（表面）を次のように改める。

(表面)

(宛先) 県 営 住 宅 入 居 申 込 書 埼玉県知事 (市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長) 〇〇年〇〇月〇〇日 県営住宅への入居の承認を受けたいので、別記(裏面)の事項を承知の上、埼玉県県営住宅条例第8条の規定により、次のとおり申し込みます。 申込者										受付番号					
住 所	郵便番号	1 1				電話番号									
	都・道 府・県		区 市・郡		区 町・村										
勤 務 先	名 称					電話番号									
	所在地	都・道 府・県		区 市・郡		区 町・村									
世帯構成(現に同居し、又は同居しようとする親族)	続柄	フリガナ		生年月日		年齢	手帳番号等を記入		手帳の等級を記入						
		氏 名		年	月	日	手帳の交付を受けている場合は、手帳番号等を記入すること。該当する項目を○で囲むこと。								
	本人	男・女					手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害	精神障害	知的障害	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病
		男・女					手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害	精神障害	知的障害	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病
		男・女					手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害	精神障害	知的障害	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病
		男・女					手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害	精神障害	知的障害	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病
		男・女					手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害	精神障害	知的障害	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病
		男・女					手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害	精神障害	知的障害	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病
入 居 を 希 望 す る 県 営 住 宅	県営住宅名		間取り			住宅番号									
申 告 事 項	次の項目に該当する場合は、□の中の数字を○で囲むこと。														
	申込者本人が、離婚、配偶者との死別等により現に婚姻(これと同様の関係を含む。)をせずに20歳未満の児童を養育している女子又は男子である。										1				
	申込者本人がDV被害者であり、婦人相談センター等での保護の終了の日又は裁判所の保護命令が効力を生じた日から5年以内の者である。 (施設又は裁判所名:) (保護の終了の日又は保護命令が効力を生じた日: 年 月 日)										2				
	申込者本人が、犯罪被害者やその家族等で、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となっている。 (被害届提出警察署名:) (被害届日: 年 月 日)										3				
	申込者本人が、今回の入居申込みの前2年間に於いて県営住宅の公募に応じ、落選した回数が4回以上である。 ※ 下欄に応募年月及び先頭の抽選番号をいずれか4回分を記入すること。										4				
	応募年月		年 月	年 月	年 月	年 月									
	抽選番号														
	申込者本人が、特別県営住宅等の入居者で、当該住宅等の建替後の家賃の急激な上昇のため、家賃の負担が困難となる者である。										5				
	難病等の認定を受け、障害福祉サービス受給者証等が交付されている者がいる世帯である。 (受給者証等が交付されている者の氏名:) (難病等の名称:)										6				
	申込者本人が、埼玉県が行う公共事業の施行に伴い住宅が除却される者である。										7				
	災害による住宅の滅失		8	不良住宅の撤去		9	借上県営住宅の契約の終了			10					
	県営住宅建替事業による県営住宅の除却				11	都市計画事業等の施行に伴う住宅の除却				12					
	土地収用法等に基づく事業の執行に伴う住宅の除却										13				
	近居により子育てや介護・看護などについて世代間で支え合おうとする者である。										14				
	申込者本人が、土砂災害特別警戒区域内に居住している者である。										15				
	申込者本人が、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者である。										16				

備考 〇欄は記入しないこと。

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第4号の2（第4条関係）

県営住宅入居承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）

氏名

県営住宅への入居の承認を受けたいので、埼玉県県営住宅条例施行規則第4条第2項の規定により、関係書類を添付して次のとおり申請します。

受付番号		申込住宅名	住宅	住宅番号	
住 所			電話番号		

世帯構成（現に同居し、又は同居しようとする親族）

続柄	フリガナ	年1月1日現在、住民票があつた市区町村名
	氏 名	年1月1日現在、住民票があつた市区町村名
	個 人 番 号	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた都道府県・指定都市名等
本人		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市
		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市
		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市
		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市
		市・区 町・村
		市・区 町・村
		都・道・府 県・市

様式第五号及び様式第五号の二中「家賃の3か月分」を「家賃の か月分」に改める。

続	柄	氏

様式第七号の四中「あて先」を「宛先」に

名	生	年	月	日

続	柄	氏	名

を

生	年	月	日	個	人	番	号

に改める。

氏

様式第十一号及び様式第十一号の二中「あて先」を「宛先」に

名	入居権利者との続柄	生年月日	現住	所	勤務先又は学校

氏名

を

入居権利者との続柄	生年月日	現住所	勤務先又は学校	個人番号

に改める。

氏名

様式第十三号の五中「あて先」および「宛先」を

入居権利者との続柄	生年月日

を

氏名	入居の権利者続柄	生

年	月	日	個	人	番	号

に改める。

様式第十三号及び様式第十三号の二を次のように改める。

様式第十五号を次のように改める。

様式第十七号を次のように改める。

様式第17号（第16条関係）

県営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

県営住宅の名称 県営 住宅
住宅番号 号棟 号室
氏 名

下記のとおり県営住宅の家賃（敷金）の減免（徴収猶予）を受けたいので、埼玉県県営住宅条例施行規則第16条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

1 家賃（敷金）の減免（徴収猶予）を受けようとする者及び同居者

続柄	氏名	生年月日	個人番号																	
本人																				

2 家賃（敷金）の減免（徴収猶予）を希望する理由

様式第十九号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名電話番号」に改める。

同様式に備考として次のように加える。

備考 電話番号は、日中に連絡が取れるものを記入すること。

様式第二十号中「あて先」を「宛先」に、「氏名」を「氏名電話番号」に改める。

様式第二十二号を次のように改める。

様式第22号（第19条関係）

県営住宅模様替え等承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事
（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）

県営住宅の名称 県営 住宅
住宅番号 号棟 号室
氏 名

下記のとおり県営住宅の模様替え（増築・改築）をすることについて承認を受けたいので、埼玉県県営住宅条例施行規則第19条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

1 入居者（申請者）及び同居者

続柄	氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号																	
本人																				

2 模様替え（増築・改築）をする理由

備考 模様替え（増築・改築）の内容を示す書類（住宅の平面図、模様替え部分の構造図等）を添付すること。

異動者の氏名	続柄

様式第二十四号中「あて先」を「宛先」に

生年月日	異動		動 理由
	年	月日	

を

異動者の氏名	続柄	生年月日

日	異動		個人番号
	年	月日	

に改める。

様式第二十四号の三を次のように改める。

様式第24号の3（第20条の2、第24条関係）

県営住宅明渡し期限延長申出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）

県営住宅の名称 県営 住宅
住宅番号 号棟 号室
氏 名

埼玉県県営住宅条例施行規則〔第20条の2第2項
第24条第1項〕の規定により、下記のと

おり県営住宅の明渡し期限の延長を申し出ます。

記

1 明渡し請求において定められた期限

年 月 日

2 延長を希望する期限

年 月 日

3 延長を希望する理由

4 入居権利者（申請者）及び同居者

続柄	氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号																	
本人																				

備考 延長を希望する理由を証する書類を添付すること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。